

平成 23 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 工 藤 英 人  
(コード 8737 大証第2部)  
問合せ先 執行役員管理本部長兼総合企画室長兼財務経理部長 川中 雅浩  
(TEL 03-6821-0606)

## 当社及び当社関係会社の取締役、執行役員及び従業員に対する 新株予約権の無償発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、次の要領により、当社及び当社関係会社の取締役、執行役員及び従業員に対して、新株予約権を無償で発行すること（いわゆるストックオプションの付与）ならびに募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、また、当社取締役に対する新株予約権の無償発行は、各事業年度の報酬等の額の範囲内において、会社法第 361 条第 1 項第 3 号の非金銭報酬として付与することについて、平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 61 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社及び当社関係会社の取締役、執行役員及び従業員の業績向上に対する意欲及び士気を高め、株主の皆様との利害の共有化を図るとともに、企業価値の一層の拡大を図るため、次の要領により新株予約権を発行するものであります。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社及び当社関係会社の取締役、執行役員及び従業員

##### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 4,000,000 株を上限とする。

ただし、下記(3)により各新株予約権の目的である株式数（以下「付与株式数」という。）が調整された場合には、同様の調整を行うものとする。

##### (3) 新株予約権の総数

4,000 個を上限とする。

なお、各新株予約権の付与株式数は、1,000 株とする。ただし、付与株式数は、新株予約

権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で各新株予約権の付与株式数は適切に調整されるものとする。

これらの調整は当該時点において未行使の新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みは要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は次により決定される1株当たりの払込みすべき金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（終値のない日を除く）の（株）大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）または割当日の終値（終値のない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、割当日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分（新株予約権の行使に伴う新株の発行または自己株式の処分を除く。）をするとき、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記のほか、割当日後に当社が他社と合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に調整を行うものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から当該決議の日後10年を経過する日までの期間の範囲内で、当該決議の定めるところによるものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

①各新株予約権を付与された者（以下「新株予約権者」という。）は、保有する新株予約権の行使の時点において当社及び当社関係会社の取締役、執行役員及び従業員の地位にななければならない。ただし、当社または当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は、新株予約権を行使することができる。ただし、③に定める条件によるものとする。

③その他の条件については、第61回定時株主総会及び今後開催される本新株予約権発行の取締役会決議に基づき定めるところによるものとする。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の議案が株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要な場合は取締役会決議がなされたとき）は、取締役会で別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される本件新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以上

(注) 上記内容につきましては、平成23年6月29日開催予定の第61回定時株主総会において承認されることを条件としております。